

改正案	現 行
<p>特定非営利活動促進法の施行に関する条例</p> <p>第一条 (略)</p> <p>(設立の認証申請)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p><u>5 第二項第一号の規定にかかわらず、知事が住民基本台帳法第三十条の十一第一項の規定により地方公共団体情報システム機構(次条において「機構」という。)から当該役員に係る同法第三十条の九の機構保存本人確認情報(次条において単に「機構保存本人確認情報」という。)の提供を受けるとき、又は同法第三十条の十五第一項の規定により当該役員に係る同法第三十条の八の都道府県知事保存本人確認情報(次条において単に「都道府県知事保存本人確認情報」という。)を利用するときは、第一項の申請書には、第二項第一号に掲げる書面を添付することを要しない。</u></p> <p><u>6 (略)</u></p> <p><u>(役員の変更等の届出に係る提出書類の特例)</u></p> <p><u>第二条の二 法第二十三条第二項に規定する場合における前条第二項第一号に掲げる書面については、知事が住民基本台帳法第三十条の十一第一項の規定により機構から当該役員に係る機構保存本人確認情報の提供を受けるとき、又は同法第三十条の十五第一項の規定により当該役員に係る都道府県知事保存本人確認情報を利用するときは、法第二十三条第二項の規定による提出をすることを要しない。</u></p> <p>第三条～第七条 (略)</p> <p>(合併の認証申請)</p> <p>第八条 (略)</p> <p>2 第二条第二項から<u>第五項</u>までの規定は、法第三十四条第五項において準用する法第十条第一項第二号ハに規定する書面について準用する。</p>	<p>特定非営利活動促進法の施行に関する条例</p> <p>第一条～第十二条 (略)</p> <p>(設立の認証申請)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>5 (略)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>第三条～第七条 (略)</p> <p>(合併の認証申請)</p> <p>第八条 (略)</p> <p>2 第二条第二項から<u>第四項</u>までの規定は、法第三十四条第五項において準用する法第十条第一項第二号ハに規定する書面について準用する。</p>

改正案	現 行
<p>第九条～第十二条 (略)</p> <p><u>(特定非営利活動法人等が行う電子情報処理組織による申請等)</u></p> <p><u>第十二条の二 第二条第一項に規定する者又は特定非営利活動法人が、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号。以下「情報通信技術活用法」という。）第六条第一項の規定により、規則で定める電子情報処理組織を使用する方法により知事に申請等を行う場合においては、規則で定める方法により行わなければならない。</u></p> <p><u>(知事が行う電子情報処理組織による処分通知等)</u></p> <p><u>第十二条の三 知事が、情報通信技術活用法第七条第一項の規定により、規則で定める電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を行う場合においては、当該処分通知等を書面等により行うときに記載すべき事項を知事の使用に係る電子計算機から入力し、規則で定める方法により行うものとする。</u></p> <p><u>2 情報通信技術活用法第七条第一項ただし書に規定する主務省令で定める方式は、規則で定める方式とする。</u></p> <p>(知事が行う電磁的記録による縦覧等)</p> <p>第十三条 知事が、<u>情報通信技術活用法</u>第八条第一項の規定により、電磁的に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の<u>縦覧等</u>を行う場合においては、規則で定める方法により行うものとする。</p> <p>第十四条・第十五条 (略)</p> <p>(特定非営利活動法人が行う電磁的記録による縦覧等)</p>	<p>第九条～第十二条 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(知事が行う電磁的記録による縦覧等)</p> <p>第十三条 知事が、<u>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）</u>第八条第一項の規定により、<u>法第十条第二項（法第二十五条第五項及び第三十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定による書面等の縦覧又は法第三十条及び第五十六条（法第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による書面等の閲覧に代えてこれらの書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧又は閲覧</u>を行う場合においては、規則で定める方法により行うものとする。</p> <p>第十四条・第十五条 (略)</p> <p>(特定非営利活動法人が行う電磁的記録による縦覧等)</p>

改正案	現 行
<p>第十六条 電子文書法第五条第一項に規定する主務省令で定める縦覧等は、法第二十八条第三項、第四十五条第一項第五号（法第五十一条第五項及び第六十三条第五項において準用する場合を含む。）並びに第五十二条第四項、<u>同条第五項</u>及び第五十四条第四項（これらの規定を法第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による書面の閲覧とする。</p> <p>2 （略）</p> <p>第十七条 （略）</p>	<p>第十六条 電子文書法第五条第一項に規定する主務省令で定める縦覧等は、法第二十八条第三項、第四十五条第一項第五号（法第五十一条第五項及び第六十三条第五項において準用する場合を含む。）並びに第五十二条第四項及び第五十四条第四項（これらの規定を法第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による書面の閲覧とする。</p> <p>2 （略）</p> <p>第十七条 （略）</p>